

提 言 書

平成26年7月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. 地方の財源確保について | 1 |
| 2. 農林水産業の施策に係る充実・強化について | 4 |
| 3. 地域の雇用支援施策の充実について | 8 |
| 4. 整備新幹線の建設促進について | 9 |
| 5. 並行在来線への支援措置について | 10 |
| 6. 地方における安定的かつ確実な道路整備の実施について | 12 |
| 7. 地方航空路線の維持・拡充について | 13 |
| 8. 除雪事業の体制強化について | 14 |
| 9. 次世代自動車の普及促進に向けた充電インフラ整備等の推進について | 16 |
| 10. 社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設について | 17 |
| 11. 地域医療の確保について | 18 |
| 12. 総合的な少子化対策の推進について | 21 |
| 13. 高校生等を対象とした奨学金制度の拡充等について | 22 |
| 14. 再生可能エネルギー熱を活用した融雪設備等への財政支援について | 23 |
| 15. 北方領土問題の早期解決について | 24 |
| 16. 拉致問題の早期解決について | 25 |

地方の財源確保について

地方財政の構造的な財源不足は、地方公共団体からの度重なる要請にもかかわらず、解消されないまま今日に至っており、平成26年度の地方財政計画では、前年度を一定程度上回る一般財源総額が確保されたものの、臨時財政対策債は依然として高水準のまま常態化しており、地方公共団体は借金を前提とした財政運営を余儀なくされ、さらなる財政構造の硬直化が懸念されています。

多くの地方公共団体は財源不足の状況にあっても、持続可能な財政運営を行うため事務事業の見直しや人件費の抑制等に取り組み、懸命の努力を続けてきましたが、歳出削減努力はもはや限界にあります。

地方公共団体が今後も一層の行財政改革等の取組により収支均衡を図る最大限の努力を行う一方で、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充や偏在性の小さい安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方一般財源総額の確保・拡充と地方財政計画の適正化

地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税5税の法定率を引き上げて対処すること。

地方財政計画の策定に当たっては、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることや、別枠加算については、地方の巨額の財源不足に対応するた

めに設けられたことを踏まえ、地方が責任をもって地域の活性化の取組を実施するための財政措置は継続し、単に国の歳出削減の目的で一方向的に地方交付税を減額することは行わないこと。

なお、上記法定率の引上げが行われない場合は、別枠加算等により、可能な限り臨時財政対策債の縮減を図ること。

(2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早期に構築すること。

なお、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえ、新たな地方税体系が構築されるまでの間は維持すること。

2. 社会保障改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持し、制度改革に伴う新たな地方負担が生じる場合には、地方の意見を十分に考慮し、地方への一方向的な財政負担や事務負担が生じないように十分に配慮すること。

また、引上げ後の消費税収の配分を巡る国と地方の協議を踏まえ、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、地方単独事業の実施に必要な財源を確実に確保・措置すること。

さらに、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加はもとより、消費税率引上げに伴う社会保障の充実・強化に関連した地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実な財源措置を講じること。

3. 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業の実態に応じて期間の延長や基金の積み増しを行うこと。また、地域の

実情に応じて柔軟な対応が可能となるよう、要件の緩和を行うこと。

さらに、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講ずること。

4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改正、地方公務員給与のあり方等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮すること。

また、国と地方の税財源の配分のあり方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重するとともに、国・地方を通じた中長期的な行財政改革を前提とし、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないこと。

農林水産業の施策に係る充実・強化について

北海道・東北地方の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境保全などの面で重要な役割を果たしてきました。

しかし、農業分野において、経営所得安定対策等は、農業所得の確保及び農業経営の安定に一定程度寄与しているものの、地域の裁量が十分に発揮できないことに加え、将来にわたって安定した財源が確保されていないなどの課題があります。

また、米の需給調整については、依然として過剰作付の解消には至っていない状況にあつて、米政策の見直しにより、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産を行うことにより、行政による配分に頼らない状況を早期に実現していくこととされましたが、生産者、集荷業者等が行う取組の内容やその工程などが示されていません。

このような中、農業経営基盤強化促進法に基づき支援対象とされてきた認定農業者や、「人・農地プラン」において中心経営体として位置づけられた担い手は、地域農業の牽引役として期待されており、更なる経営規模の拡大や経営の多角化等に早急に取り組む必要が生じています。

また、林業分野においては、採算性の悪化などにより、間伐等の施業が十分に実施されない森林が多く、このままでは、水源かん養や国土保全、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能の発揮に影響を及ぼすことが懸念されています。

このような中、林業・木材産業の振興を図り、森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、間伐等の森林整備を促進するとともに、木材の生産・加工・流通体制の整備や公共建築物への利活用等を進める必要があります。

更に、水産業分野においては、魚価の低迷や燃油高騰などによる生産コストの増加に加え、海洋環境の変化や野生鳥獣に起因するとみられる漁獲数量・金額の減少などにより、漁業経営は一段と厳しさを増しており、水産物の安定供給に支障をきたす事態が懸念されていることから、漁業経営の維持と水産資源の回復に向けた対策が必要となっています。

こうしたことから、次のことについて提言します。

1. 地域農業の担い手に対する支援等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策等については、主食用米から非主食用米等への生産がより一層誘導される仕組みを構築するとともに、地域の実情に即した戦略作物の生産性向上への取組や、畑地で生産される作物を含めた地域振興作物の生産を促進できるよう産地交付金の助成単価の上限を引き上げるなど、より地域の裁量が発揮できる制度に改善した上で、安定した財源を確保するとともに、法制化による恒久的な制度とすること。
- (2) 見直し後の米政策では、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産を行うこととされていることから、生産者、集荷業者等が行う取組の内容やその工程について、実効性のある需給調整の仕組みづくりに向けた国の一定の関与を前提とした具体的で有効な内容を早期に提示すること。
- (3) 平成27年産米の都道府県別生産数量目標の配分等に当たっては、需要実績を基本に、米の安定生産に支障が生じないようにするため、大幅な変動がないよう配慮するとともに、東日本大震災の被災県が不利とされない算定方法とすること。
- (4) ミニマムアクセス米及び政府備蓄米については、主食用米の国内需給に影響を与えない対策を講ずること。
- (5) 米粉の需要が拡大されるよう業界団体へ要請するとともに、米粉利用を加速させるための措置を講じること。
- (6) 「人・農地プラン」・「経営再開マスタープラン」で地域の中心経営体に位置づけられた認定農業者や新規就農者等は、更なる経営規模の拡大や経営の多角化等に早急に取り組む必要があることから、予算の拡充により、当該農業者を対象とした機械・施設等の整備に向けた支援策を充実・強化すること。
- (7) 新規就農者を対象とする青年就農給付金の給付や青年等就農資金の貸付に必要な予算を安定的に確保するなど、新規就農者の確保と定着に向けた

支援策を充実・強化すること。

(8) 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすもので、食料その他の農産物の供給と一体的な極めて重要な機能であることから、法律に基づく日本型直接支払の実施に当たっては、事務経費を含め、基本的に国庫負担により予算措置すること。

(9) 中山間地域等において、6次産業化の取組を通じてより多くの後継者を確保するなどの多様な担い手の経営努力に対し、地域の裁量を生かせる新たな支援策を講ずること。

また、過疎化・高齢化が進行している中山間地域においては、後継者が確保されるよう、多面的機能の発揮という観点に加え、社会政策的観点も含め、十分な所得を確保するための新たな支援制度を構築すること。

(10) 農地中間管理事業の推進に当たっては、農地に関する専門的な知識を持った人材が必要であることから、人材確保に要する経費を国庫補助対象とし、人材育成の研修を国が開催すること。

また、担い手への農地集積を促進するためには、中山間地域等の条件不利地における農地の取扱いや農地の受け手の負担軽減が課題となっていることから、受け手となる担い手への支援措置を講ずること。

更に、農地中間管理事業については、地方の厳しい財政状況に鑑み、地方負担が生じないようにするとともに、地方の裁量が発揮できる柔軟な仕組みとすること。

加えて、平成26年度から新たに実施される機構集積協力金については、都道府県の要望額に対し確実に対応すること。

(11) 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業は、果樹産地を維持する上で極めて重要な事業であることから、平成27年度以降も継続するとともに、果樹経営支援対策事業について、突発的な事由による廃園など本事業を利用できなかった前年度の廃園面積も「条件付き新植」の対象面積として次年度に繰入れできるようにすること。

また、醸造用ぶどうの植栽に必要な不可欠な垣根（ぶどう棚）を補助対象とすること。

2. 林業振興に向けた総合的な施策の拡充・強化

木材の生産・加工・流通体制の整備と公共建築物への利活用等を促進するため、平成 26 年度で終了する「森林整備加速化・林業再生事業」の延長・拡充、又は同様の事業が実施できる支援制度の創設など、地域の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能な川上から川下までの総合的な施策の拡充・強化を図ること。

3. 漁業経営の維持と水産資源の回復に向けた対策の実施

漁業経営の維持・安定化に向けて、省エネルギー化（燃油節減対策等）を積極的に推進するとともに、資源管理・漁業経営安定対策の拡充強化を図ること。

また、近年、著しい減少が見られるサケ資源など、広域的に回遊・利用される漁業資源の変動要因を解明するとともに、栽培漁業など資源造成の拡充や適切な資源管理等による資源の回復に向けた対策を講ずること。

さらに、トドやオットセイ、アザラシ類等の海獣やカワウなどの野生鳥獣が捕食する水産資源への影響について解明し、野生鳥獣による漁業被害に係る総合的な被害防止対策の実現と新たな補償制度の創設等により、漁業経営の維持・安定化を図ること。

地域の雇用支援施策の充実について

長きに渡るデフレ、リーマン・ショックやその後の円高等により、地域産業の雇用の受け皿としての機能は弱い状態が続いていましたが、平成21年度を底として有効求人倍率の漸増傾向が続き、雇用情勢は回復基調にあります。

しかし、東日本大震災の影響については、依然として多くの被災者が県外での避難生活を余儀なくされているなど、復興は未だその途上にあります。

国の成長戦略の効果が未だ地域経済に十分浸透していない状況にある中、雇用の改善傾向の腰折れを防ぎつつ、デフレ脱却や地域経済再生の取組を加速化させるためには、復興支援や地域産業の振興と一体となった強力な雇用支援が引き続き必要であると考えられます。

これら、継続性と一貫性を持った支援の実施により、長期にわたる避難生活を余儀なくされている震災避難者の生活が安定するとともに、地域経済の再生、ひいては日本経済の成長が図られるものと思われまます。

雇用は地域活性化のための重要な基盤であることに鑑み、引き続き緊急的かつ総合的な雇用対策を強力に継続実施されるよう、次のとおり提言します。

1. 東日本大震災の被災地における生活の安定に資するための雇用基金事業（震災等緊急雇用対応事業及び事業復興型雇用創出事業）の継続実施と、そのための基金財源の追加交付を行うこと
2. 女性や若者、高年齢者、震災避難者等が地域において遺憾なく能力を発揮できるよう、また賃金など処遇の改善の促進により景気の好循環が地域に広く及ぶよう、雇用基金事業（地域人づくり事業）の継続実施と、そのための基金財源の追加交付を行うこと
3. 長期的雇用の視点に立ち、安定雇用の創出につながるよう、地域経済再生や成長産業の振興に資する、産業振興と一体となった総合的雇用対策を広く推進すること

整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地域が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、東日本大震災からの復興や持続可能である国土・地域の形成が最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的に繋がりの深い東北地域との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館北斗間の一日も早い開業と札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 工期短縮の実現に向けた幅広い観点からの建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減を図ること。
- (3) 青函共用走行区間における時間帯区分案による高速走行の着実な実現と更なる増便及び抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現を図ること。

2. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。

並行在来線への支援措置について

整備新幹線の開業に伴い J R 各社から経営分離される並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足として極めて重要な役割を担っています。

また、並行在来線は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っています。

こうした中、平成 23 年度には貨物調整金制度の拡充がなされ、貨物列車の施設使用や走行実態に見合った線路使用料が実現し、また、平成 25 年度には、J R 譲渡資産購入経費等の初期投資に係る地方負担に対する交付税措置が創設されるなど、国による地方負担の軽減方策が制度化されたところです。

しかしながら、現在既の開業している並行在来線は、そもそも収益性の低い区間であるがゆえに、制度改善があつてなお、そのほとんどは極めて厳しい経営状況にあります。加えて、平成 27 年度末の北海道新幹線開業を控え、J R 各社では、並行在来線会社の経営維持にとって大変重要な寝台特急列車の存廃について検討されているとのことであり、地方公共団体の財政状況が厳しい中、今後の並行在来線の維持存続が強く危惧されております。

同様に、今後開業予定の並行在来線についても、多額の初期投資や旅客需要の低迷等により、厳しい経営環境に置かれることが想定されています。

これらの状況や課題を踏まえ、並行在来線が J R 各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的に経営を維持するため、既存制度の更なる拡充や新たな支援の仕組みが構築されるよう、次の措置を早急に講ずることを提言します。

1. 並行在来線の赤字解消分も含まれている J R 貸付料の活用など、幅広い観点からの財源確保の方策を検討し、新たな仕組みを早急に講ずること。
2. 経営維持のための地方負担に係る助成措置を講ずること。（運営費助成・交付税措置）

3. 鉄道資産取得の初期投資及び施設更新費用について、地方負担への交付税措置の拡充及び鉄道事業者への補助制度の創設・拡充をすること。
4. J R から譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R 三島特例並みの創設）を講ずること。
5. 並行在来線と J R 路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、J R に対しても乗継割引制度の導入を指導すること。
6. 北海道と本州間の観光客をはじめとする広域利用者の交通利便性の維持及び並行在来線会社の経営維持のため、J R に対して、寝台特急列車の運行本数の維持を強く働きかけること。

地方における安定的かつ確実な道路整備の実施について

これまで、道路等の社会資本整備は大都市部から順次実施されてきた経緯があり、地方においては、高規格幹線道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備が未だ十分でない状況です。

一方、国においては、平成24年度補正予算から、防災・安全交付金を創設し、既存の道路ストックの老朽化対策や通学路の交通安全対策などに予算の重点配分がなされてきているところです。

これらの対策が重要であることは論を俟たないところですが、大規模災害時に備えた代替性確保のための幹線道路ネットワークの整備も国土強靱化推進の観点から一層重要となっています。

このことから、既存道路ストックの老朽化対策のみならず、道路整備が遅れている地方の実情も十分踏まえ、高規格幹線道路を始めとする幹線道路の整備予算についても、重点化するよう提言いたします。

1. 未だ、道路整備が不十分である北海道・東北地域では、幹線道路ネットワークの整備こそが、国土強靱化の理念としている「人命の保護」や「迅速な復旧復興」等に重要な役割を担うことから、高規格幹線道路を始めとする幹線道路のミッシングリンクを解消し、代替性の確保等に要する予算を重点的に配分すること。

地方航空路線の維持・拡充について

国は、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における国際的競争力を大幅に強化するため、羽田空港における新国際線地区の拡充など、首都圏空港機能の拡充・強化に向けた取組を進めています。

一方、地方航空路線を取り巻く状況は、路線の見直しや使用機材の小型化が進められるなど厳しさを増しています。

地方航空路線は、観光振興を始め、企業誘致、ビジネス利用、地域間交流などを推進する上で重要な公共交通機関として定着しているほか、地域経済の活性化や国際化を図る上で不可欠な存在であります。

特に、東日本大震災においては、鉄道や高速道路等が使用できなくなった際の代替交通機関として、さらには、国内外からの支援要員や物資の輸送拠点として十分な機能を発揮し、今後の復興を図る上でも重要な役割を果たすことが期待されています。

そのため、地方において利用拡大に向けた様々な対策を実施しておりますが、地方自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった路線維持対策が求められています。

このような状況を踏まえ、今後も地方における空港の重要性を認識いただくとともに、航空ネットワークを維持し地域振興を図っていくため、次のことを提言します。

1. 航空会社が路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設けること。

また、国は、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講ずること。

2. 空港整備勘定について、十分な除雪体制や消防力の確保等、航空機の定時性や安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。

除雪事業の体制強化について

北海道・東北地方は、道県土の大部分を積雪寒冷特別地域が占めており、雪への対応のため生活全般にわたり様々なハンディキャップを抱えている中、地域住民が安全で安心できる生活環境を確保する必要があります。

特に、ここ数年にかけては、北海道・東北地方の広範囲にわたって記録的な豪雪となり、高速道路や幹線道路等の通行止めにより多くの車両が立ち往生するなど、住民生活に大きな影響を与える事態が発生しました。

一方、道路除雪費については、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により、国の補助割合が規定されておりますが、近年、国費が十分に補助されない状況が続き、地方自治体の厳しい財政運営の中、単独費の持ち出しが非常に大きな負担となっております。

また、除雪事業は、多くが民間事業者への委託により実施されておりますが、近年の建設業界を取り巻く厳しい環境の下で、民間事業者の経営体力が低下してきており、除雪オペレーターの雇用継続や機械の保有及び更新が過大な負担となっております。

さらに、除雪オペレーターの高齢化等による担い手不足も顕在化していることから、除雪事業からの撤退を余儀なくされる民間事業者も出てきています。

加えて、民間保有の除雪機械が年々減少していることから、道県の保有機械増強は、財政上大きな負担となっております。

これらの状況を踏まえ、豪雪地帯における持続可能な除雪体制を確保するために、次のとおり提言します。

1. 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」を遵守し、道県の道路除雪費に対し、国に課せられている補助額を確保するとともに、寒冷地域の除雪についても、積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画に位置付け、積雪の程度に応じて必要な費用補助を行うこと。
2. 安定的、持続的な除雪体制を維持するため、民間事業者の除雪オペレータ

一の人材育成に関する制度や、民間事業者の機械の保有及び更新を支援する制度を創設すること。

3. 道県が保有する除雪機械の増強に要する国庫補助予算の確保に向けて、必要な財源措置を講ずること。

4. 平成26年2月に関東甲信地方を襲った記録的豪雪被害の教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり、除雪機の輸送方法の研究と必要な訓練等を検討すること。

次世代自動車の普及促進に向けた 充電インフラ整備等の推進について

低炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門からの二酸化炭素削減は重要な課題となっています。

このため、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大のための補助制度の充実、充電インフラの整備など、総合的な取組が求められます。

今後、環境意識の高まり等により、次世代自動車は着実に伸びていくものと見込まれることから、国においては充電設備の設置者の負担を軽減する補助制度の継続など息の長い取組が必要です。

1. 充電インフラの整備促進

充電インフラの整備のための国の補助制度について、その延長を図ること。

また、高速道路における充電インフラの整備については、国の主導で早期に普及を図ること。

社会資本総合整備事業における 「雪国ゼロ国制度」の創設について

積雪寒冷地においては、積雪による施工期間の制約に加え、日照時間や除雪作業の影響により冬季の施工時間が減少することなどから、比較的天候が安定している第一四半期の工事を増やすことが重要となります。

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）は、地方自治体が社会資本整備の推進を図る上で大きな役割を担っていますが、予算内示から交付申請、交付決定の手続を経ると、工事契約は6月以降となることが多く、工事施工に最も適した時期を逸してしまうなど、効率的に施工する上での課題となっています。

このため、積雪寒冷地の実情を踏まえ、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業のゼロ国債と同様に、年度を跨いだ事業執行が可能となるように、雪国向けのゼロ国制度を新たに創設することが必要であるため、次のとおり提言します。

1. 「雪国ゼロ国制度」の創設

積雪寒冷地における社会資本整備を効率的に行うためには、雪解け直後の工事着工を促進することが重要であり、国土交通省の社会資本総合整備事業において、予算年度の前年度中に発注が可能となるように「雪国ゼロ国制度」を創設すること。

地域医療の確保について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、これまでの診療報酬改定では、救急・小児・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・小児・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担う公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充等を図るとともに、地域医療の確保に必要な財政措置及び保健医療サービス提供の根幹を担う人材の確保・育成支援のため、次のとおり提言します。

1. 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、臨床研修医の募集に係る地域枠・診療科枠の設定による全国的な配置調整や保険医に対する医療過少地域医療機関への勤務の義務付けなどを盛り込んだ総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定し、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行すること。

2. 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

公立病院等の運営に配慮し、地方財政措置の更なる拡充を行うとともに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営についての評価を充実すること。

3. 新たな財政支援制度における財源の配分

新たな財政支援制度における財源の配分に当たっては、深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえた配分方法とするとともに、財政事情に配慮し、

地方消費税増収分を超える財源を確実に措置すること。

また、地域の実情に応じ、弾力的に基金を運用できるよう、計画変更などの手続きを簡略化すること。

4. 医療提供体制推進事業費補助金の確保

救急医療、周産期・小児医療等、地域の医療提供体制の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金は、平成 23 年度以降、計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、同補助金の予算を十分に確保すること。

5. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするとともに、既設医学部の大幅定員増が可能となるよう規制緩和を図ること。

また、こうした医師養成数の増に伴う施設整備や指導教員の増に対する財政支援を拡充すること。

6. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

7. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

8. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を

充実すること。

9. 総合診療医の養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合診療医が地域で育成され、地域に定着する仕組みの構築について必要な措置を講ずること。

10. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

11. 地域医療の安定的確保に向けた医師臨床研修制度の運用

平成26年4月に施行された臨床研修制度の見直しでは、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中を是正し、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を次回見直しに向け徐々に実施することとされた。しかし、臨床研修医の確保は、医師不足道県にとって喫緊の課題であることから、地方の医師不足の解消につながる定員配分を速やかに実施すること。

また、2年以上研修医の受入実績のない臨床研修病院の指定取消しについては、医師不足道県の実情に配慮し、引き続き柔軟な対応とすること。

総合的な少子化対策の推進について

少子化の進行は、過疎化、高齢化等による地域活力の低下や経済成長の停滞、年金、医療、介護などの社会保障制度の不安定化などへの影響が懸念され、少子化対策は喫緊かつ重大な課題となっております。そのため、国においては、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備や、男女がともに働きやすく仕事と家庭生活等が両立できる職場環境づくりを進めるとともに、合計特殊出生率が低い首都圏等への人口集中を緩和するなど、総合的な取組みを一層推進する必要があります。

内閣府が立ち上げた「少子化危機突破タスクフォース」の提言を受け、平成25年度政府補正予算において「地域少子化対策強化交付金」及び「地域女性活躍加速化交付金」が創設されたところではありますが、少子化対策は短期間で成果が現れるものではなく、地方独自の取組みに対する国の継続的な財政支援が必要となります。

このような状況から、国においても総合的に取り組むとともに、地方と一体となった取組みがなされるよう、次のとおり提言します。

1. 地域がそれぞれの実情に応じ、創意工夫して取り組む少子化対策を後押しするため、自由度の高い基金等による継続的な財政支援を行うこと
2. 結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”について前向きな意識を醸成するポジティブキャンペーンの展開や、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発など、国が主体となった対策を講じること
3. 公共施設等について、授乳スペースや案内表示など、ハード・ソフト両面から、子育て家庭にやさしい環境整備(子育てバリアフリー)を推進すること
4. 多子世帯に対する保育料軽減措置について同時入所要件を撤廃するなど、子育て世代等の実情に応じた経済的負担の軽減を図ること

高校生等を対象とした奨学金制度の拡充等について

教育は、これからの日本の将来を担う人材づくりの基礎であるとともに、特に、東日本大震災の被災県においては、被災者支援や災害復旧活動に最優先で取り組んでいる中、保護者の経済的負担が増加することとなれば、教育の機会均等が後退し、ひいては、復興を妨げるおそれがあります。

全ての意志ある生徒が安心して学業に打ち込めるよう、奨学金制度の拡充に向け、貸付金の原資となる財源を安定的かつ十分に措置するとともに、今般創設された奨学のための給付金の見直しについて、次のとおり提言します。

1. 高校生修学支援基金事業の延長等

高校生修学支援基金事業について、平成 27 年度以降も継続できるよう、基金の設置時限を延長するとともに、引き続き安定的に運営ができるよう、必要な財政支援を行うこと。

また、基金をより有効に活用できるよう、取り崩し要件を緩和すること。

2. 奨学のための給付金の見直し

平成 26 年度に奨学のための給付金国庫補助制度が創設されたが、事務費も含め、全額国庫負担による制度とすること。

また、現行の制度では、第 1 子と第 2 子以降の国庫補助単価に大きな隔たりがあることから、第 2 子以降の額と同額とすること。

再生可能エネルギー熱を活用した融雪設備等への財政支援について

高齢化が進行する中であって、豪雪地帯を抱える北海道・東北地方においては、冬期間の除排雪が住民の大きな負担となっており、地域における融雪システム等の導入を進めていくことが必要です。

その導入にあたっては、豊かな森林資源に由来する木質バイオマスなど再生可能エネルギーを活用することにより、除排雪の負担を軽減するとともに、地域の雇用を創出し、産業振興や地域の活性化につなげていくことが重要です。

現行制度として、政府は「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」等により、地中熱やバイオマス熱などを活用した冷暖房設備等の導入に補助を行っています。

しかし、再生可能エネルギーによる熱を利用した融雪システムなど、面的に広がりのある熱供給事業は、建物単位による熱供給と比較して熱発生装置の規模も大きく、配管等を広範に敷設する必要があるため、初期投資が多大となるほか、融雪システムの稼動は冬期間に限定されるため、年間を通した事業採算性の確保が難しくなっています。

このような状況から、次のとおり提言します。

1. 木質バイオマス熱などの再生可能エネルギーを活用した地域熱供給に対する支援について、豪雪地帯における冬期間の除排雪対策に位置づけられる取組みに係る補助金の上限や、補助率の引き上げ、必要な建屋整備の補助対象への追加など、補助制度を拡充すること

北方領土問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、戦後 68 年を経た今日もなおロシアに占拠され、また、当時島を追われた元島民の方々も既に半数以上が亡くなっており、存命の方の平均年齢も 79 歳を超えております。北方領土問題の一日も早い解決は国民の一致した願いです。よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 日ロ両国間においてこれまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、強力な対ロ外交交渉の推進を図ること。
2. 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育など青少年対策の一層の充実を図ること。
3. 北方領土隣接地域の振興等のため、公共事業等の北方領土隣接地域安定振興対策事業としての優先採択を図ること。また、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく基金の運用益が減少していることから、これを踏まえた財政支援の充実強化を図ること。
4. 四島交流事業（ビザなし交流）、北方墓参事業及び自由訪問事業を効率的に実施するため、実施団体への支援措置の強化とともに、元島民の高齢化を踏まえ訪問先に応じた出入域手続箇所の複数化を図ること。

拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致問題については、平成 14 年に 5 名の拉致被害者が帰国し、その後、平成 16 年にそのご家族が帰国されて以降、新たな帰国者がいないまま 10 年が経過しようとしています。高齢化が進むご家族の中には、残念ながら再会が果たせないまま帰らぬ人となった方々もいらっしゃいます。

このような状況の中、本年 7 月 1 日の日朝実務者協議を経て、北朝鮮は特別調査委員会を設置して調査に着手し、日本政府は独自制裁措置の一部を解除いたしました。6 年ぶりに拉致問題が解決に向けて動き出すことになり、拉致被害者のご家族はもとより、我が国民の拉致問題解決への期待は高まっております。

拉致問題の一刻も早い解決は国民すべての願いであり、関心と期待が高まっているこの機会を捉え、国においては、次の事項について適切な措置を講じるよう提言します。

1. 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、調査の実効性をしっかりと確保し、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現させること。
2. 北朝鮮との協議に当たっては北朝鮮側のペースで進むことなく毅然とした姿勢を貫き、今後の制裁措置の見直しについては、調査の進捗状況など拉致問題の解決に向けた進展を見極め適切に判断すること。
また、万景峰号については、拉致被害者が帰国されるまでは、入港禁止措置を解除しないこと。
3. 北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすことはもとより、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。

あわせて、拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹

底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

4. 新たな帰国者が直面すると考えられる言葉や住居、医療・保健や生活相談、就職・就業の問題など様々な状況に適切な対応がなされるよう、必要な支援策の整備を進めること。